

**【1】 県民の要望である福祉施策を充実してください。**

**1. 安心できる介護保障について**

★ (1) 介護保険料・利用料について

- ① 介護保険料を一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。  
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

**【高齢者福祉課】**

介護保険制度は財源の負担割合が定められており、保険料の引き下げのための一般会計繰入は考えておりません。

第6期の介護保険事業計画では、介護給付準備基金の取り崩しを行うとともに、第5期と比較してもより一層被保険者の負担応力に応じた保険料設定とするため、所得段階を13段階としております。

- ② 介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**【高齢者福祉課】**

介護保険料の減免については、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、現在のところ拡充の予定はありません。

利用料の低所得者への減免については、介護保険法において、利用料を減免できる要件が省令に規定されており、本市の独自減免は考えておりません。

低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。

社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在行っており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

- ③ 補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

**【高齢者福祉課】**

補足給付の支給要件見直しは、食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を図ることと、預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正することを目的としており、仕方がないものと理解しております。

介護保険法施行規則第83条の5第4号に規定する課税層に対する特例減額措置に該当する場合については、食費及び居住費を減免することとしております。

(2) 介護保険利用の際の手続き

- ★ ① 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

**【高齢者福祉課】**

基本チェックリストは、必ずしも要介護認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるように本人の状況を確認するために用いるものとされております。

国が示したガイドラインでは、明らかに要介護認定が必要な場合や本人等が専門的サービスを希望されている場合は、要介護認定の申請手続きにつなぐこととなっております。

- ② ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

**【高齢者福祉課】**

国が示したガイドラインでは、介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施するものとされ、市町村の状況に応じて地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能

とされておりますので、今後必要に応じて検討してまいります。  
現行額以上の委託料の保障については、考えておりません。

★ (3) 基盤整備について

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【高齢者福祉課】

介護福祉施設等の整備計画については、瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画を作成する中で検討してまいります。

(4) 総合事業について

①総合事業移行にあたって

★ ア) 総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

【高齢者福祉課】

国が示したガイドラインでは、明らかに要介護認定が必要な場合や本人等が専門的サービスを希望されている場合は、要介護認定の申請の手続きにつなぐこととなっております。

★ イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

【高齢者福祉課】

現行のサービスに相当するものと、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が協働して、多様なニーズに対応したサービスを提供する総合事業の確実な実施こそが、超高齢社会を迎えるにあたっての持続可能な社会保障制度の確立につながるものと考えております。

ウ) 総合事業への移行に当たっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

【高齢者福祉課】

介護予防・日常生活支援総合事業は、現行のサービスに相当するものと、それ以外の多様なサービスからなるものとされております。多様なサービスについては、現在検討を進めております。

② サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

【高齢者福祉課】

国が示したガイドラインでは、総合事業の上限について、前年度の介護予防給付と介護予防事業の総額に、本市の75歳以上高齢者の伸びを乗じたものとされており、予防給付から総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるように勘案して上限を設定するとされております。

仮に、上限を超える場合についても、個別に判断する枠組みを設けることとされ、総合事業への移行に伴うやむを得ない事情により費用の伸び率が高くなった場合など、特殊事情を勘案して認められることになっております。

(5) 高齢者福祉施策の充実にむけ

① 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

委託方式により3か所の宅老所を開設しております。街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成については、必要性などを検討してまいりたいと考えております。

② 住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

【高齢者福祉課】

住宅改修及び福祉用具購入に係る受領委任払いについては、平成23年度から実施しており、高額介護サービス費の受領委任払いについては考えておりません。

★ (6) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【高齢者福祉課】

介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障害者、身体障害者などと同程度の障がいのある方については、障害者控除の対象となる認定書を交付しております。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【高齢者福祉課】

平成25年度から主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付しております。

2. 国保の改善について

★ ① 保険料（税）は減免制度を拡充する等で払える保険料（税）に引き下げてください。

【国保年金課】

現状を変更する予定はありません。

★ ② 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【国保年金課】

現状を変更する予定はありません。

★ ③ 資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【国保年金課】

資格証明書の新規発行については、平成20年度以降実施しておりませんが、負担の公平性という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

④ 保険料（税）を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

【国保年金課】

保険料を納付する意思があり分納している世帯には、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を発行していきたいと考えております。完納あるいは完納の目途がたった時点で通常証を発行させていただいております。

ただし、18歳未満の子どもについては、本年度から通常証を発行することとしております。

⑤ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【国保年金課】

基準については、現状を変更する予定はありません。制度の周知については適切に行ってまいりたいと考えております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

- ★ ① 税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

【税務課】

差押え等の滞納処分については、法令の規定に従い適切に執行しております。

- ★ ② 税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）1）納税の猶予、2）換価の猶予、3）滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【税務課】

地方税法第15条については、適切に実施、運用しております。

#### 4. 生活保護について

- ★ ① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたずら」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ★ ② ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【社会福祉課】

研修会への参加を実施しております。

- ③ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【社会福祉課】

設置する予定はありません。

- ④ 生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【社会福祉課】

直営で実施しております。個々に応じた支援を法令に従い実施しております。

- ★ ⑤ 冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ⑥ 外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書（ポルトガル語やタガログ語）を整備してください。

【社会福祉課】

整備する予定はありません。

#### 5. 福祉医療制度について

- ★ ① 福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

【国保年金課】

誰もがいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、制度のあり方は、慎重に検討していく必要があると考えます。

- ★ ② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

【国保年金課】

子ども医療費助成制度は、平成24年1月1日から、中学校3年生までの通院費全額助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【国保年金課】

精神障害者医療費助成制度は、平成27年10月1日から、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証（精神通院）を所持されている方に対して、全疾病を対象とした助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

## 6. 子育て支援などについて

- ★ ① 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【こども家庭課】

平成27年3月に策定した瀬戸市子ども・子育て支援事業計画において、ひとり親家庭等に対する支援策を位置付けており、自立支援給付金事業（教育訓練給付金、高等職業訓練給付金）を実施しております。

ア) 子どもの貧困率（等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率）を調査してください。

【こども家庭課】

今年度、愛知県が「愛知こども調査」を実施し、子どもの生活実態を把握するとともに、子どもの成長と経済状況の関連について調査し、集計データを市町村にフィードバックする予定のため、このデータを貧困対策に活用していきたいと考えております。なお、市独自の調査が必要かどうかは検討してまいります。

イ) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.25倍としておりますが、変更する考えはありません。広報せとへの掲載や、各学校へも周知徹底していきます。

ウ) 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【学校教育課】

小中学校において、夏休みには、サマースクール、学期中には、放課後学習支援の取り組み等を行っておりますが、今後も、引き続き、児童・生徒への学習支援を行ってまいります。

【こども家庭課】

「こども食堂」は、NPOを含めた市民団体に対する市民活動応援補助金事業において支援を行っております。

- ★ ② 小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

【学校教育課】

給食費を無償にする考えはありません。

- ★ ③ 児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【こども家庭課】

公立保育所の民営化による定員の拡充や、小規模保育施設の設置により、保育を必要とするニーズに対応できるよう進めてまいりましたが、今後も、現待機児童数の動向を注視しながら既存園の定員の拡充や、小規模保育施設の増設により対応を進めてまいります。

また、地域型保育施設については、本年2月に小規模保育施設を1施設認可しておりますが、特に他施設との格差はないものと考えております。

なお、幡山西保育園の建替工事が完了し、平成28年度から新たに1歳児から通える保育園となっております。

- ④ 保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の処遇改善を直ちに実施してください。

【こども家庭課】

保育環境及び保育士の配置基準については、保育の質を確保しながら、国や県の動向を注視し、必要に応じ検討してまいります。

保育料の軽減については、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組を基に、本年4月に改定を行いました。

保育士の処遇改善については、公定価格に基づく処遇改善のほか、民間保育所への補助金の充実を図ることで対応しております。

- ⑤ 児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

【学校教育課】

全中学校に週1回、小学校は5校を拠点校、10校を巡回校として県費のスクールカウンセラーを派遣しております。残りの小学校5校は巡回で市費のスクールカウンセラーを派遣しております。

- ⑥ 子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

【こども家庭課】

子育て・ひとり親世帯に対しては、児童手当、児童扶養手当等、経済的な支援を行っており、家賃補助については現在考えておりません。子育て世帯に対する支援は、瀬戸市子ども・子育て支援事業計画に沿って実施してまいります。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

【社会福祉課】

現在、瀬戸市障害者地域自立支援協議会において、「地域生活支援拠点」について協議しております。

また、福祉人材の確保については、当協議会で研修会等を実施し、人材育成などを行っております。

- ② 移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

利用者・家族の状況を個別に判断させていただくこととしています。

- ③ 障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

【社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っております。

- ★ ④ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア) 65歳到達前に障害者本人の利用（意向状況）聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

【社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っており、障害者本人へは通知などを送付しています。

イ) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っているため、「介護優先」の原則にのっとり、介護保険手続中で認定がおりるまでの期間は支給決定を認めています。

- ⑤ 入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【社会福祉課】

院内介助については、国の定める基準にて運用を行っております。

- ⑥ 相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

国に対し要望等を行う考えはありません。

- ★ ⑦ 重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【社会福祉課】

国に対し要望等を行う考えはありません。

## 8. 予防接種について

- ① 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康課】

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン予防接種については、定期予防接種化について厚生労働省の専門会議で検討されているところであり、その動向を注視しているところです。

また、子どもや障害者のインフルエンザワクチン費用の助成については、現在のところ考えておりません。

- ★ ② 高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【健康課】

本予防接種については、平成26年10月1日から制度の改正によりB類の定期予防接種に位置づけられ助成を実施しており、現在のところ助成費用の増額は考えておりません。

なお、70歳以上の方については、経過措置の定期予防接種の対象である5歳刻みの年齢以外にも同額の助成をしています。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

## 1. 国に対する意見書・要望書

- ① 「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。

### 【財政課】

「経済・財政再生アクション・プログラム」は、人口減少・高齢化等が見込まれる中、現状のままでは社会保障制度が立ち行かなくなるため、こうした状況を脱却し、社会保障を持続可能なものとし、財政を健全化することを課題として策定されているものであることから、国に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ② マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

### 【国保年金課】

持続可能で安心できる年金制度の構築について、全国市長会において提言しています。

- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

### 【高齢者福祉課】

国庫負担（財政調整交付金）の増額については、これまでも全国市長会を通じて要望しておりますが、今後も機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

介護報酬の再改定については、国において介護報酬の改定が実施されております。独自の処遇改善を行う予定はありません。

- ④ 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

### 【国保年金課】

子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化することを全国市長会において提言しています。

- ⑤ 後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

### 【国保年金課】

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮することを全国市長会において提言しています。

- ⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

### 【社会福祉課】

国に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ① 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

### 【国保年金課】

県に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ② 障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。



【国保年金課】

県に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ③ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【国保年金課】

県に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。

- (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【国保年金課】

県に対し意見書・要望書を提出する考えはありません。